

清和大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、学校法人君津学園教職員行為規範基本規則第4条第1項及び第2項に基づき、清和大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究活動上の不正行為の防止及び同行為への措置に関して必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程における「教職員等」とは、役員、教職員、学生、及び本学の施設・設備を利用し、又は本学に属する共同研究に参加し、若しくは本学の出版物に寄稿する者をいう。

2 本規程における「研究活動上の不正行為」とは、本学教職員等が研究活動（修学上行われる論文作成を含む。）を行う場合における、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為等をいう。

一 捏造 存在しないデータ又は研究結果等を作成する行為、及びこれらの作成したものを報告したり論文等に利用したりする行為

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

四 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ又は著者としての資格を有する者を除外する行為

五 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

六 研究費の不正使用 法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規程等及び本学規程等に違反する経費の使用をいう。

七 その他、公序良俗に反する行為

(最高管理責任者)

第3条 学長を研究活動上の不正行為の防止等に関する最高管理責任者とする。

2 学長は、本学における研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、善良なる管理者の注意をもって不正行為の防止等に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 学長を補佐し、研究活動及び研究資金等の運営・管理について大学全体を統括する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学部長とする。

(防止計画推進部署)

第5条 本学全体の観点から不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置く。

2 防止計画推進部署は、学長室が担当する。

- 3 防止計画推進部署は、以下の業務を担当するものとする。
 - 一 本学教職員等に対する研究倫理意識向上のために必要な施策
 - 二 本学学生に対する研究倫理教育の推進のために必要な施策
 - 三 学内における研究不正防止のために必要な改善指示
 - 四 教職員等が将来必要な場合の開示に備えるために研究データを一定期間保存するための助言
 - 五 その他、研究不正防止のために必要な措置

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、統括管理責任者の指示により、この規程を遵守しなければならない。
- 3 教職員等は、研究データを一定期間保存し、必要な場合には開示できるようにしておかなければならない。
- 4 統括管理責任者は、保存されている研究データを毎年度確認するものとする。

(受付窓口)

第7条 本学における研究活動上の不正行為に関する告発に対応するための受付窓口を設置し、担当者を置く。

- 2 前項の担当者は、総務課長をもって充てる。
- 3 受付窓口は、次の業務を行う。
 - 一 不正行為に係る告発の受付
 - 二 不正行為に係る告発および提供された情報の整理並びに統括管理責任者への取次
 - 三 第20条に規定する不服申し立ての学長への取次
 - 四 告発者(次条第2項の顕名により行った者に限る。)への調査結果の通知

(告発等の取扱い)

第8条 告発は、書面(ファックス、電子メールを含む。)、電話若しくは面談による。

- 2 告発は、原則、顕名により行われ、不正を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的に合理的理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取り扱いをすることができる。
- 4 受付窓口は告発を受け付けた後、速やかに統括管理責任者に報告する。
- 5 教職員等の離職等により、告発を受け入れるのが他の研究機関であるべき場合や、他にも調査を行う研究機関等が想定され、合同調査を行った方がよい場合等は、当該告発を他の研究機関に回付あるいは通知する。

- 6 他の研究機関から調査の要請があった場合は、顕名の告発があった場合に準じた取り扱いをすることができる。
- 7 顕名で告発があった場合は、告発者に受け付けたことを通知する。
- 8 報道や学会等、又はインターネット上で不正行為の疑いが指摘された場合には、匿名の告発があった場合に準じて取り扱う。
- 9 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、本学の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 10 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 11 被告発者が本学以外の研究機関に属するときは、告発・相談を被告発者の所属する機関に回付することができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第9条 学長、統括管理責任者及び当該告発に関係する教職員等は、調査結果の公表まで、告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査の内容について守秘義務を負う。

- 2 告発を受け付ける場合、窓口の職員は、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 3 悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や本学就業規則に基づく懲戒処分もありうる。ただし、悪意の告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減俸その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的または全面的に禁止してはならず、また、解雇、降格、減俸その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第10条 統括管理責任者は第8条第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際に明示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を実施する。

- 2 統括管理責任者は、第8条の告発を受け付けたとき、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を講じることができる。
- 3 統括管理責任者は、自らを委員長とする予備調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- 4 予備調査委員会は、統括責任者が本学専任教員から指名した者若干名をもって組織する。
- 5 予備調査は、本条第2項の規定により保全された資料若しくは予備調査委員会が自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより実施する。

- 6 告発受付後、概ね30日以内に本調査実施の有無を決定し、統括管理責任者は学長に報告するものとする。
- 7 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、速やかに本調査を行わなければならない。
- 8 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者（第8条第2項の顕名により行った者に限る。）に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、関係省庁及び資金配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 9 予備調査に係る事務は、総務課職員が行うものとする。
- 10 予備調査に係る資料等については、総務課において5年間保存するものとする。

（本調査）

第11条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該被告発者所属機関にも通知する。

- 2 学長は、関係省庁に対し、また当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関に対し、本調査を行う旨を報告する。
- 3 本調査は、本調査実施の決定後30日以内に開始する。

（本調査委員会）

第12条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、統括管理責任者を委員長とする本調査委員会を設置して本調査に当たらせることができる。

- 2 本調査委員会は、次に掲げる、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない調査委員をもって組織し、半数以上は外部の者とする。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 本学専任教員から学長が任命した者若干名
 - 三 当該研究分野の研究者であって学長が適任と認めた外部の者
 - 四 法律及び会計等の専門的知識を有する者であって学長が適任と認めた外部の者
- 3 本調査委員会は委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 調査委員は、調査等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知をうけた調査委員の指名に異議がある場合は、前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
- 8 異議申立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

9 本調査委員会に係る事務は、総務課で行う。

10 本調査に係る資料等については、総務課において5年間保存するものとする。

(本調査の方法・権限)

第13条 本調査は、指摘された当該研究に係る論文やデータ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正行為の有無及び程度等について調査する。この際、被告発者の弁明の聴取も行う。

2 本調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者等の関係者は、誠実に協力するものとする。

3 本学以外の機関において調査が必要な場合、当該研究機関に協力を要請する。他研究機関からの協力要請には、誠実に協力する。

(本調査の対象となる研究)

第14条 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、本調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

(証拠の保全措置)

第15条 本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を講ずることができる。

2 本学以外の機関において証拠の保全が必要な場合は、当該研究機関に協力を要請する。他研究機関からの保全要請には、誠実に協力する。

3 以上の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(本調査の中間報告)

第16条 本調査の終了前であっても、告発等に係る研究に対する資金を配分した当該資金配分機関の求めに応じて、中間報告をすることができる。

(本調査における研究または技術上の情報の保護)

第17条 本調査に当たっては、調査機関における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(認定)

第18条 本調査委員会は、前条の本調査の結果得られた物的証拠、証言、被告発者の弁明等の諸証拠を総合的に判断して不正行為か否かの認定を行う。ただし、被告発者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。

2 被告発者は、自己の責任において、不正行為疑惑に対し、科学的根拠（生データや実験・観察ノート等）に基づき説明しなければならない。データ等が保存されていない場合は、原則として不正行為とみなされる。

3 本調査委員会は本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割を認定する。

4 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明した場合は、本調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行う

に当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

第19条 本調査委員会は、調査を終了したときは、速やかに学長に調査結果を報告しなければならない。学長は、告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知するとともに、被告発者が他の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知しなければならない。告発者のうち、氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

- 2 学長は、関係省庁に対し、また当該事案に係る研究が競争的資金を配分されたものである場合は、当該配分機関に対し、当該調査結果を通知する。
- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、前項の通知と併せて取り下げなど研究者が自ら行った前後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。
- 4 悪意に基づく告発との認定があった場合、学長は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第20条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果が通知された日から10日以内に、窓口を通じ、学長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。

(再調査委員会)

第21条 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに再調査委員会を設置する。

- 2 再調査委員会は、本調査委員会の委員をもって組織する。ただし、不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、再調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 3 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、本調査委員会（前項のただし書きの場合は、本調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告し、学長が被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると再調査委員会が判断するときは、学長は以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 4 再調査を行う決定を行った場合には、再調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。
- 5 学長は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 本調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告し、学長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。

- 7 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、学長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 8 前項の悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについて、再調査委員会（第3項ただし書きの場合は、再調査委員会に代わる者）は、30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。学長は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び告発者に通知する。
- 9 本条第4項ないし第8項の場合には、学長は、加えて関係省庁に対し、また競争的資金を配分された事案の場合は、競争的資金の配分機関に対し、当該調査結果を通知する。
- 10 再調査委員会に係る事務は、総務課で行う。
- 11 再調査に係る資料等については、総務課において5年間保存するものとする。

（調査結果の公表）

第22条 不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

- 2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意でない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 3 悪意に基づく告発の認定があった場合には、その理由、告発者の氏名・所属を公表することができる。
- 4 前1項ないし3項のいずれの場合にも、学長は、関係省庁に対し、速やかに調査結果を報告するものとする。

（調査中における一時的措置）

第23条 理事長は、本調査を行うことが決まった後、本調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

（不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置）

第24条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著書（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用禁止を命ずる。

- 2 被認定者に対する措置は、学長の上申により理事長は、本学就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

（不正行為は行われなかったと認定された場合の措置）

第25条 不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に対してとった研究費支出停止の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を

講じる。

- 4 告発が悪意に基づくものと認定された場合、被告発者に対して告発者の氏名・所属、認定理由等を通知するとともに、告発者に対して、学長の上申により理事長は、本学就業規則に基づく処分等適切な処置を行う。

(専門家の意見)

第26条 学長及び調査委員会は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家の意見を求めることができる。

(雑 則)

第27条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、学長の上申を経て、理事長が別に定める。

(改 廃)

第28条 この規程の改廃は、学長の上申を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。